

所得税の確定申告は自分で作成してお早めに

平成22年分の所得税の確定申告が2月16日（水）から下記会場で始まります。期限間近になりますと、大変混雑し、長時間お待ちいただくこともあります。申告書はできるだけ自分で作成して、お早めに提出してください。

◆確定申告

会 場	期 間	受付時間
名寄税務署	2月16日（水）～3月15日（火）	午前9時～12時 午後1時～5時
町民センター1階子供会室	2月16日（水）～3月14日（月）	午前9時～11時 午後1時～4時

申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の確定申告書等作成コーナーで作成することができます。

◆今年も和寒会場での名寄税務署納税相談は実施されません。

確定申告が必要な方

次に該当する人は、所得税の確定申告が必要ですので、期間内に申告を済ませてください。

- ①給与の収入金額が2千万円を超えるかた
- ②2箇所以上から給与を受けているかた
- ③給与所得のほかに、年金や事業所得、不動産所得などがあるかた
- ④年末調整をしていないかた

還付申告

年末調整が済んでいるかたで次に該当する場合は、確定申告をすることによって、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ①家屋を住宅借入金等で新築、購入又は増改築等をした場合
- ②多額の医療費を払った場合など

申告に持参するもの

- ①印鑑
- ②確定申告書など
- ③収入や経費などの証明できる書類（源泉徴収票、収入内訳書）
- ④生命保険、地震保険料、国民年金保険料の各控除証明書、医療費控除の年間支払額が証明されている書類（領収書等）
- ⑤還付申告の方は本人の預金口座がわかるもの
- ⑥納める方は口座使用印鑑も持参ください

要介護認定者を対象とする障害者控除について

身体障害者手帳、精神障害者手帳を有しているかた等が障害の程度に応じて、障害者控除、特別障害者控除の対象とされていますが、介護保険法の要介護認定により普通障害、特別障害に準ずるとして町長の認定を受けた場合に、障害者等と同様に控除の対象となります。

新たに控除を受けるためには町長が発行する認定書が必要となりますので、詳しくは保健福祉課介護保険係（TEL32-2000）までお問い合わせください。

医療費控除について

納税者本人や家族のため1年間に支払った医療費の一定額（「10万円」または「所得の5%」のうち少ない方の額を医療費から引いた額）を「医療費控除」といい、所得から引くことができます。

年収200万円の高齢者の場合、所得は公的年金等控除120万円を引いた80万円。「所得の5%」は4万円です。医療費が年間12万円なら、4万円を超えた額の8万円を控除できます。控除できる「医療費」には、介護保険料の利用者負担の一定額も含まれます。施設や事業者が発行する領収書をきちんと取っておき申告してください。

寄附金控除（ふるさと納税）について

毎年1月1日から12月31日までに寄附を行ったかたは、寄附先から受け取った領収書などを申告書に添付して申告を行ってください。申告をされた方の所得や寄附金の額に応じて、寄附を行った年の所得税が控除され、寄附を行った翌年度の住民税から税額控除されます。



《住民税の住宅ローン控除》

◆対象となるかた

- ・平成11年から平成18年までに入居されたかた
所得税の住宅ローン控除を受けているかたで、税源移譲により所得税が減少したため、住宅ローン控除額が所得税から控除しきれなかったかた
- ・平成21年から平成25年までに入居されたかた
所得税の住宅ローン控除を受けているかたで、住宅ローン控除額が所得税から控除しきれなくなったかた

次に該当する方は住民税の住宅ローン控除を受けることができません。

- ①住民税が非課税になっているかた
- ②所得税で住宅ローン控除を引ききれないかた
- ③住宅ローン控除をしなくても所得税がかからないかた

なお、平成19年から平成20年までに入居されたかたは所得税で控除期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、住民税の住宅ローン控除の適用は受けられません。

◆手続き

住民税の「住宅ローン控除申告書」の提出は不要になりました。

税務署への確定申告や勤務先での年末調整の際に、住宅ローン控除を受けたかたは、その内容に基づき、住民税の住宅ローン控除も適用されます。

なお、所得税の確定申告や年末調整の手続きについては、今までと変わりません。

◆控除額の計算方法

住民税の住宅ローン控除の対象になる金額は次のうち、いずれか少ない方の額が控除額となります。

所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
所得税の課税総所得金額等の額 × 5% (97,500円が限度額)

申告書の作成は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の便利な「確定申告書等作成コーナー」で！！

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成できます。作成した申告書等は、プリンタを使って印刷した「書面」により、税務署に提出することができます。

『e-Tax』を利用する方にもおすすめ！

「確定申告書等作成コーナー」でe-Tax用のデータを作成して、電子申告 (e-Tax) をすることもできます。

『e-Tax』を利用して申告すると・・・

①最高5,000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。(平成19年分または平成20年分の確定申告で本控除の適用を受けたかたは受けられません)

②添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)

③還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

④24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。



- ・e-Taxの利用に際しては、開始届出書の提出、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。
- ・確定申告会場(役場1階子供会室)で、e-Taxで申告することのできるパソコンを準備いたしますのでご利用ください。

- ・電子証明書を取得されているかたは、電子申告書の有効期限切れにご注意して下さい。
- ・「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期間は3年となっており、有効期間切れの場合は、新たに取得する必要があります。

※パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

確定申告に関する問い合わせは、役場住民課税務係(電話32-2422)または名寄税務署(電話01654-2-2157)までご相談ください。